

第6回 草津市草津川廃川敷地土地活用検討委員会 議事概要

日 時 平成23年1月17日(月)
午後1時30分～午後3時30分
場 所 草津市人権センター2階大会議室

1. 開 会

事務局：司会の挨拶
委員の出欠確認
出席委員数 22人中21人(欠席者：加藤委員)
配布資料の確認

委員長：進行の挨拶
傍聴ルールの説明

2. 審議

事務局：資料説明(第7回特別委員会(12/19実施)の結果報告)

委員長：どうもありがとうございます。なにかご質問・意見等はございましたらお受けしたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

A 委員：今日の説明で、総事業費に関してはじめて説明を頂きましたけれども、平地化の試算の中で一番大きな金額が必要な造成に関して、非常に大きな金額ですが、どのあたりでの処分を考えているのか。多額のお金をかけて処分先のあてがあるのかということ、つまり、農地に客土としての処分することで安く処理できないのかと思うのですが。ただ、農地へ客土として処理するための経費がどのくらいかかるのかということと、草津川の砂なので農地の土として適しているのかということは検討しないといけないと思うのですが。

事務局：基本的には、平地化案ではなくて基本構想案となるため、12,000 m³の残土処分が発生します。土は基本的に草津川跡地内で処理するとして、これだけの土が残ってくると試算上はなっています。農地への客土としての利用については、田んぼへの利用は難しいかと思いますが、畑への利用は可能なものも出てくるかと思えます。基本的には、草津川跡地内で処理するのが一番安価となると考えていますが、場外に出さないとならないという分について、農地に受け入れて頂いた方が経済的になるということであれば、今後、実施の段階で検討をしていく必要があると考えています。

委員長：土を動かすということは非常にお金のかかることでございまして、できるだけ移動量を少なくしたいということが、ひとつの考え方かと思えます。
他にご意見・ご質問等はございますでしょうか。

B 委員：特別委員会の結果を説明して頂きましたけれども、会議の中でどのような論議がされて、一定の方向性が出たということがあれば教えて頂ければと思います。

事務局：基本的に、前回の検討委員会の結果を示させて頂いて、土地利用の構想(素案)の内容を説明させて頂きました。一部、位置づけや試算について質問を頂いていたので、全体の話と試算についてもう一度説明をさせて頂いた結果、草津川跡地利用基本構想(素案)について了承を頂いたという内容です。

C 委員：費用の面については、今回はじめて提示して頂いたわけですが、国や県の補助が確実に頂

けるという根拠をもって、試算しているのかを教えてください。

事務局：国費につきましては、国の状態もございますので、将来、補助制度がどうなるのかという点、5年後10年後に現在の制度が残っているのかという点については今の段階では見通しが付きません。ただ、優先整備としてこれから5年間やっていく区間については、現行の社会資本整備補助が受けられるという見通しをさせて頂いています。

県については、草津川の廃川敷地の整備は草津市が事業主体としてやっていくということで、金額は未定ですが支援を頂ける見通しは立っています。

C委員：実際、事業を進めて行く上で、ある程度現実性があるような形で、現実味のある形で試算をしていかないといけないと思います。いいかげんな試算とまでは言いませんが、少なくとも、裏づけをとった上で現実的な話をしないといけないと思います。

委員長：事業費については、皆様、思い思いの意見をお持ちだろうとは思いますが、この議論を本日延々と続けるということが、基本構想を充実させていく上で上手な方法であるかと考えますと、今回の試算は、前提が多くあり、この場で細かく検討しても結果はなかなかまとまらないのではないかと思います。現在、提示して頂いている試算は、多くの前提があつてのものであり、財源の工面をどうするかといった細かいところまで議論するのではなく、あくまで基本構想（素案）計画の場合と平地化の場合との一応の試算値として受け止めていただければと思っておるのですがいかがでしょうか。決して、この問題を疎かにするというわけではありませんが、今の時点で、財源の議論を詰めるというのは少し難しいかと思えます。

そこで、提案なのですが、資料⑥は前提が非常に多く、これをHP公開するというのは少し難しいのではないかと思うのですが、事務局はどうお考えでしょうか。

事務局：あくまで試算であり、今後の増減もあるかと思えます。また、前提も多く含んでいますので、HP公開からはずさせて頂ければありがたいと考えております。

委員長：資料⑥については、前提の説明をしっかりとすれば理解していただけるものだと思うのですが、なかなか市民の方に理解して頂くのは難しいのでHP公開してしまって、数字だけが広まってしまうと後々まとめ方が困難になるかと思えます。資料⑥については、HP公開しないということによろしいでしょうか。

委員の方々：異論なし

委員長：草津川跡地利用（素案）の説明をお願いします。

事務局：地元説明結果の報告（地元自治連合会の意見要旨）

事務局：草津川跡地利用基本構想（素案）第1章～第4章の説明

委員長：第1章～第4章までを説明して頂きました。ここままで、何かご意見・ご質問等はありませんでしょうか。

委員長：特にないようでしたら、第5章の説明をお願い致します。

事務局：草津川跡地利用基本構想（素案）第5章の説明

委員長：第5章を説明して頂きました。第5章につきまして、ご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

D 委員：PPP, PFI についてですが、部分的にではなく、草津川跡地全体の開発に PPP, PFI を導入するという考えを市はお持ちでしょうか。市だけで全てをやろうとすると、どうしても無理が出てくると思います。

我々民間人は、お金の裏づけがない話というのは、全く空論の様な感じがして、軸足を持っておられないという感じを受けます。資金の問題というのは、今後の問題として残ると思います。

事務局：あくまで、民間活力の活用は公共サービスというものが前提にあります。県との協議において、草津川跡地は草津市が公共的な空間として活用するという前提がありますので、この話を逸脱しない範囲での、部分的な民間活力の活用を考えています。この点につきましては、区間④が当たるかと思っておりますので、特に、この区間で活用していくことを考えております。全体的に導入していくということは考えておりません。

民間活力の活用について補足説明をさせていただきます。

ひとつは全体を通しての話と、区間④についての話しがあるかと思います。

区間④の部分につきましては、市の遊休地と一体的に整備していくという考えが根本にございますので、スポーツエリアなど、一体的に整備が図れるものは、民間の力を活用させて頂いていきたいという思いがあります。具体的な内容については今回の基本構想では明らかにはさせていただいておりませんが、来年度、具体的に検討を進めていかなければならないと考えております。現段階では、草津川跡地を整備していく上で、多岐にわたる選択肢があるという形で整理させて頂いており、PPP、PFI というのもひとつの選択肢として有効であると謳わせて頂いております。

全体を通しての話としては、市民農園であるとか、ガーデニング、オープンカフェなど、市民を惹きつけるような施設を設置して行きたいと思っており、こういった点で民間のノウハウを授かって、役人的な発想になってしまわないよう実施に向かいたいと考えております。

E 委員：資料85 ページ「民間資本の活用」で「一部の土地を民間に売却して」とありますが、前回までの説明で、用地の売却はできないものと理解していたが、この表現では、用地の売却が出来るという解釈ができます。表現が不適切だと思うのですが。

事務局：区間④の市営団地を民間活用検討エリアとさせて頂いていますが、市が県から買い受ける売却はできませんが、いったん市の土地開発公社が持って、市が一体的にこういう風なコンセプトで民間に来ていただきたいということで売却するという事も考えられています。事業費の充当には考えられないかもしれませんが、誤解を招かないような文章表現に見直させて頂きます。

F 委員：資料81 ページに駐車場の導入検討とあるのですが、コミュニティバスですとか、誰でも乗れる自転車ステーションを作ったりですとか、自転車タクシーなど、電車で来たりした後に草津川跡地を移動するための公共サービスを検討することが必要かと思うのですがいかがですか。

事務局：第4章のところで、レンタサイクルのイメージなどを載せて、それらについての説明はさせて頂いておりますが、第5章でもその部分について追加して記載したいと思います。

G 委員：草津川跡地利用基本構想（素案）の実現に向けて、開発会社の立ち上げや、別途の事業団の立ち上げ、株式会社の立ち上げなどを行って運営など、いろいろなことをお願いしていくということは考えていないのか。草津市主体でいくのでしょうか。

事務局：整備につきましては、一部、民間活力の活用ということはあるとは思いますが、基本的には草津市主体で行っていくと考えております。ただ、管理については、管理運営の仕組みなどを考えて、民間や地元の協力を得ながら何かいい方法を考えていく必要があるかと思っておりますので、その部分については検討させて頂きたいと考えています。

C 委員：栗東市の所有面積はどのくらいあるのですか。
栗東市との計画のすりあわせはできているのでしょうか。

事務局：面積の割合までは算出できていませんが、おそらく全体の数パーセントとなるかと思えます。今後の微調整の段階で、一部計画変更ということもあるかとは思いますが、基本的なコンセプトの部分では、栗東市との大きなずれはないかと思えます。

委員長：行政区境界がある区間において、基本構想に関する栗東市との協議はできているのでしょうか。

事務局：滋賀県、栗東市、草津市で調整協議を以前から実施しています。その中で、調整をさせて頂いている状況です。

県委員：滋賀県、栗東市、草津市で調整会議を実施しております。その中で、栗東市からは、六地藏草津線の機能を確保するため栗東市側からの道路と接続させてほしいという要望を頂いています。その他の土地利用については、特に考えはないということです。
基本構想（素案）については、今後の調整会議の中で、栗東市にも伝えていくつもりです。道路については、実施の段階で草津市と再度調整させて頂きたいということです。

A 委員：基本構想は多額の事業費のかかる大事業ですから、今後、トップの判断で事業が突然なくなってしまうということに対して心配があります。知事との合意形成を図りながら事業を進めていかないといけないのではないのでしょうか。

県委員：少なくとも今、この委員会の中で検討して頂いている市事業の方向性については関心をもって見させて頂いています。草津川跡地でどのような事業がなされるのか、その点については知事にも報告しており、知事も基本的にはいい事業だと認識を持っていただいているという理解をしています。草津市への支援額については、今後の草津市との協議で詰めていくことですので、今の段階では何も申し上げられません。

D 委員：提示して頂いた試算について、堤体を保全した場合の管理費はどのくらい必要となるのでしょうか。

事務局：この場所が新しく整備された場合、最低限の維持管理として、市街地では草刈が年 2 回、植樹の剪定、それと児童公園の管理の費用を当て込みまして、年間 4,000 万円～6,000 万円程度の維持管理費が必要であると算出しております。

委員長：資料 78 ページで「主体的に維持管理と活動プログラムの提供を行ってもらえるような仕組みづくりが必要となります。」とありますが、これは、現在、既にある仕組みをさらに

充実させようということなのか、新たな仕組みを何かを作ってということを行っているのか、どのような意味でしょうか。

事務局：道サポーターやボランティアなどの現状あるものにプラスして、新たな仕組みが生まれていってくれればと考えております。

副委員長：事業推進のイメージを提示しているので、管理運営のイメージなどと合わせて、事業期間や概算工費について、概略でもいいので提示したほうがよいのではと思います。

事務局：今の段階では、難しいかと思えます。今後、なんらかの形で回答させていただきます。

H 委員：本文中に、「貴重な自然」「豊かな自然」などのコメントが載せられていますが、具体的に何がよい部分であり、何が問題なのか、例えば、桜並木とは別の部分を見ると樹木群や雑草の繁茂が見られることなどを示して、これだけの緑がある中で、何を大切にしていこうかというところを、もう少し詳しく市民の方にも伝えていく必要があるのではないかと思います。いい場所にしていくためにはお金も手間も時間もかかるので、地元の方や企業などに協力して頂いて、ある程度の経済的な効果を期待しながら、緑を維持していく必要があると思いますので、この点をしっかりと伝えていく必要があると思います。

事務局：残していく緑、新しく作っていく緑があります。その辺を踏まえた見直しを行いたいと思います。

委員長：草津川跡地利用基本構想（素案）全体を通しまして、構成などに対するご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

D 委員：区間⑤に車道を通すということについて、近隣の方々に個人的に意見を伺ったところ 20人中 20人が反対でした。区間⑤に車道を通すことが必要であることの理由を明確に示してほしい。個人的には車道を通すことは反対です。

委員長：委員のお考えとして伺わせて頂きます。

I 委員：今後、基本構想の変更は可能なのでしょうか。というのも、区間⑤は、8mの道路がついて、利用エリアは13mしか残らない。全体的に道路が必要だということはわかるのですが、区間⑤については、利用エリアが非常に少ないということもあり、これだけの道路が必要なのかと思うのですが、これについて、変更等はあるのでしょうか。

事務局：全く変更にならないとは言えないですが、基本的には基本構想に基づいて進めていきたいと考えています。擁壁等を使って利用するエリアを広くするなど、今後の実施の中で検討していく必要があるとは思いますが、道路については、防災的な機能なども有していますので、できるだけ整備していきたいと考えております。

I 委員：できれば、区間⑤の車道についてはもう一度、色々な形でご検討して頂きたいと思います。

事務局：道路については、委員会の議論、あるいは市民アンケートの結果から必要であるという形で続いてきて、何らご異論がなかったということで進んできておりますし、道路を無くしてしまうということは、一番初めの議論に立ち戻る必要が出てくることとなります。区間⑤の道路については、事務局でも議論をしております。草津市の人口が増え続けている状況の中で、交通量も増え続けていくことが想定されます。

このような中で、中心市街地のにぎわいのためにも、中心市街地への交通流入を抑制しないといけないのですが、区間⑤の道路を整備しないとすると、構想の中で謳っている、中心市街地の将来の姿に支障が出てくる可能性もあります。なお、イベント時には歩行者天国にする、公共交通（まめバスなど）だけを通して、かつ時間帯で制限をかけていくなどの方法も考えております。交通体系として考えると、区間⑤の道路は基本的には必要であるといえる状況です。一方で、中心市街地のにぎわい創出のために、どういう道路を作っていくべきかについては、実施の段階で考えていく必要があると考えております。

事務局：基本的に、基本構想が必ずしもこれで完結しているわけではございません。今日の意見を踏まえまして、検討の余地がございますし、今後パブコメ等もございますので多少の修正が入ってくる可能性はあるかと思えます。交通の面から申しますと、通過交通を通すという意味では一本通す必要があるといえる訳ですが、一方で、中心市街地の活性化の面からいって、道路を作ることがにぎわい創出になるのかという点について、もう一度検証する必要があるかと思えます。

委員長：道路というのはネットワークとして機能するかしらないかということを考える必要があつて、草津川跡地の区間毎に道路が必要かどうかという議論にはならないと思えます。2車線の道路を作るということについては、概ね合意が図れているものと思えます。ただし、道路には交通量を流すトラフィック機能と沿道に近づくアクセス機能の両方の機能あつて、草津川跡地の2車線道路は、この両方の機能を有している必要があるといえます。どこからどのように、この道路に接続させていくのかということに関しては、沿道の皆様にとっては大きな関心があるかと思えますので、2車線の道路を整備するということについては、皆様の合意が概ね図れているということで、接続など、道路の使い方については、更に議論を進めていければいいかと思えます。

J 委員：「可能な限り」とはどのようなことでしょうか。また、都市計画道路宮町若竹線について全く触れていないがどのようなことでしょうか。

委員長：都市計画道路宮町若竹線については、ぜひ入れていただきたい。

事務局：地元から出て来た意見の中で「可能な限り」という言葉が出てきているものを整理させて頂いています。都市計画道路宮町若竹線については入れるように致します。

委員長：ほかになにかございませんか。

委員の方々：特になし。

委員長：本日のまとめ

3. 審議

事務局：今後の予定

次回（第7回）検討委員会日程：2月4日（金） 人権センター2F
司会の挨拶

以上